

自転車用ヘルメットの 購入費を補助します！



令和5年4月1日から全年齢を対象に自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されていることに伴い、町では交通安全対策の取組みとして、自転車用ヘルメットの購入費補助を行っています。

補助対象者

大磯町民（町内に居住されている方、町税等を滞納していない方、暴力団員等ではない方）

補助対象ヘルメット

○令和6年10月1日以降に購入した『新品』の自転車用ヘルメット

・令和6年9月30日以前に購入したものや中古品、転売品は対象外です

○安全基準に適合することを認証したもの

・SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマークなど

補助金額

上限2,000円（消費税は除く） 一人1回1個まで

※購入費が2,000円未満の場合は、100円未満を切り捨てた額が補助額になります

必要書類

①大磯町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書

②申請者・使用者の本人確認書類の写し
（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

③領収書などの原本又は写し

④取扱説明書などの写し

申請期間

令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

申請の手順



1. ヘルメットの購入

令和6年10月1日以降に新品で購入したもの
※購入する前に補助対象ヘルメットが確認をお願いします。

2. 申請書等の提出

◆次の書類を準備し申請してください。

- 1) 大磯町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書
- 2) 申請者の本人確認書類の写し
- 3) 使用者の本人確認書類の写し（申請者と使用者が同一の場合は不要）
- 4) ヘルメット購入時の領収書などの原本又は写し
- 5) SGマークなどの安全基準に適合することを認証したものがわかる書類（取扱説明書など）の写し

◆申請方法

- ・町民課 町民協働係窓口へ提出
- ・メールで申請（chiiki@town.oiso.kanagawa.jp）
- ・大磯町スマート申請システムにて申請

▼スマート申請
QRコード



3. 審査・ 補助金交付決定

提出書類の審査後、交付決定となった場合は交付決定通知書を郵送します。

通知書が届き次第、大磯町自転車用ヘルメット購入費補助金交付請求書の御提出をお願いします。

※添付書類は必要ありません。

4. 補助金の振込み

補助金の振込みは、申請から2か月程度を要しますので御了承をお願いします。

注意事項

- ・予算額に達した場合は受付を終了することがあります。
- ・虚偽の申請やその他不正の手段により交付を受けたときは、補助金を返納していただく場合があります。